

カーボンニュートラル産業団地実現に向けた将来的な方向性等作成業務委託 仕様書

第1章 総則

(適用)

第1条 本仕様書は、栃木県が発注する「カーボンニュートラル産業団地実現に向けた将来的な方向性等作成業務委託」に適用する。

2 本業務の遂行にあたっては、本仕様書、業務委託契約書、その他業務遂行上必要となる技術基準、関係諸法令及び参考図書に基づき実施しなければならない。

(一般事項等)

第2条 本業務の受託者は、本業務実施にあたって、県と連絡を密にするとともに、業務内容に疑義が生じた場合には、速やかに県と協議しなければならない。

2 受託者は、本業務中に県から成果の報告を求められた場合については、これに従わなければならない。

3 受託者は、本業務委託の内容に関する機密を厳守するとともに、県の許可なく業務内容等を他に漏らしたり、転用したりしてはならない。

4 本業務の成果品提出後、瑕疵が発見され、県から訂正を求められた場合には、受託者の責任において内容を修正することとする。

(履行期間)

第3条 本業務の履行期間は、契約締結の日から令和6(2024)年2月29日(木)までとする。

第2章 業務内容

(目的)

第4条 本業務は、令和4(2022)年度に実施した「再生可能エネルギーを活用する産業団地整備の実現可能性基礎調査業務委託」の結果、本県での再生可能エネルギーは太陽光発電が中心となるが、現時点では、産業団地内の電力需要を太陽光発電のみで賄うことはほぼ困難であることが明らかとなったことから、太陽光発電のほか、今後実現化される新エネルギーや技術なども考慮し、本県におけるカーボンニュートラル産業団地の実現に向けた課題を整理し、将来的な方向性及び産業団地整備に適したエリアマップを作成することを目的とする。

(業務内容)

第5条 本業務の内容は、次の各号に定める事項とする。

(1) カーボンニュートラル産業団地のあるべき姿の検討及び実現に向けた課題整理

① 短期・中期・長期別に「カーボンニュートラル産業団地のあるべき姿」を検討
・短期は「現在～2025年度」、中期は「2030年頃」、長期は「2050年頃（さらにはその先まで）」とする。

・栃木県の産業や再生可能エネルギーのポテンシャル・普及状況を踏まえ、現在実現可能なエネルギー（太陽光発電）のほか、今後実現化される新エネルギーや技術なども考慮し、カーボンニュートラル産業団地のあるべき姿を時間軸別に検討する。

・なお、短期（現在～2025年度）においては、カーボンニュートラル産業団地の実現を求めるものではない。

② 短期・中期・長期別に「カーボンニュートラル産業団地のあるべき姿」の実現に向けた課題を整理

・(1) ①の検討結果を踏まえ、カーボンニュートラル産業団地のあるべき姿の実現に向けた課題を時間軸別に整理する。

(2) 課題解決に向けた対応策の検討

① 課題解決に向けた対応策検討の体制構築（ワーキンググループ設置・運営）

・ワーキンググループは、受託者が設置・運営を行う。

・ワーキンググループの委員選定は、県が行うものとする。

・ワーキンググループの開催は、2回程度を想定しているが、必要に応じて実施するものとし、開催日・開催場所等は、県と協議の上、決定するものとする。

・ワーキンググループ開催ごとに受託者は議事録を作成する。

- ② 短期・中期・長期別に課題解決に向けた対応策を検討
 - ・(2) ①のワーキンググループでの検討を踏まえ、(1) ②で整理した課題の解決に向けた対応策を時間軸別に検討する。
- (3) カーボンニュートラル産業団地実現に向けた将来的な方向性等の作成
 - ① (1)、(2)を踏まえ、将来的な方向性を作成
 - ・短期(現在～2025年度)、中期(2030年頃)、長期(2050年頃(さらにはその先まで))の時間軸別に、カーボンニュートラル産業団地のあるべき姿の実現に向けた将来的な方向性を作成する。
 - ・なお、作成に当たっては、「2050年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」や「とちぎグリーン成長産業振興指針」等と整合性を図ること。
 - ② 産業団地整備に適したエリアマップを作成(送電線やガス管の位置、カーボンニュートラルに資するエリア等を考慮したマップを作成)
 - ・栃木県全域の地図上に、送電線及びガス管の位置を示したマップ(産業団地整備に適したエリアマップ)を作成する。
 - ・なお、送電線及びガス管の位置データは、県から受託者に提供するものとする。

(報告書作成)

第6条 検討した経過及び打合せ記録等を整理し、業務報告書としてとりまとめるものとする。

(打合せ及び協議)

第7条 本業務を適切に遂行するため、業務着手時1回、中間時1回、業務完了前1回、その他必要に応じて、随時実施するものとする。

第3章 成果品

(成果品)

第8条 本業務の成果品は以下のとおりとし、業務履行期間終了までに栃木県産業労働観光部産業政策課企業立地班へ提出することとする。

- ① 業務報告書 印刷物(A4版)10部、電子データ一式
 - ② 業務報告書概要版 印刷物(A4版)10部、電子データ一式
 - ③ 業務に用いた統計資料及び参考資料 電子データ一式(該当部分の抜粋可)
- 2 電子データの仕様については、以下のとおりとする。
- ① Microsoft 社Windows10 上で表示可能なものとする。
 - ② 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。
 - ・文章: Microsoft 社Word (ファイル形式はWord2016 以下)
 - ・計算表: 表計算ソフトMicrosoft 社Excel (ファイル形式はExcel2016 以下)
 - ③ 同項②による成果物に加え「PDFファイル形式」による成果物を作成すること。

第4章 その他

(貸与資料)

第9条 本業務実施にあたり、必要となる資料等のうち、県が所有する資料等については貸与するものとする。なお、本業務実施に必要な資料・資材等については、原則として受託者が準備することとする。

(特記事項)

第10条 この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。